

京都市告示第 385 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金
収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 20 年 2 月 15 日

京都市長 榊本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ビバ	右京地域体育館の使用料の 徴収	平成 20 年 3 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)